

○北海道警察電話規程の運用等について

令和2年3月27日
道本装第4293号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

この度、北海道警察電話規程（平成21年警察本部訓令第24号）の一部を改正し、令和2年4月1日から施行することとしたので、次の事項に留意の上、適正な運用に努められたい。

なお、北海道警察電話規定の運用等について（平21.9.28道本装第2608号）の通達は、同日付けで廃止する。

記

第1 改正の要点

- 1 一斉指令装置の廃止に伴い、一斉伝送に係る第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条を削除し、指令電話の一斉指令についても第24条、第26条に係る文言を整理し、第25条、第27条、第28条を削除した。
- 2 警察電話番号簿の庁内版については、右余白に簿冊番号を付す必要がないものとした。
- 3 別記様式に編さん区分、編さんファイル名及び保存期間の表示をした。

第2 解釈及び運用方針

項 目	解釈及び運用方針
1 総括管理責任者（第4条関係）	第2項の「警察電話の通信統制」は、警察庁情報通信局長が警察電話による通信の正常かつ能率的な運営を保つことを目的として行うことから、総括管理責任者は、「警察電話の通信統制」の実施について北海道警察情報通信部長又は各方面情報通信部長（以下「情報通信部長等」という。）から指示を受けた場合は、所管する区域内における警察電話の通信統制が適正に行われるように配慮しなければならない。
2 非常措置（第5条関係）	(1) 非常措置の発着信規制及び解除は、北海道警察情報通信部長と（各方面本部にあっては、当該方面情報通信部長と）密接な協調の下、通話のふくそう状況等を勘案し、行うものである。 (2) 第1項の「天災、事変その他の非常事態又は通信施設に重大な障害が発生し、又は発生するおそれのある場合」とは大規模な災害、又は警察電話網の構成要素である中継所、交換機及び交換台（室）等に重大な障害等が発生した場合、又は発生しそうな場合をいう。 (3) 「警察電話による通信を制限し、又は拡張するなどの措置を講ずる」とは、具体的には次のとおりである。 ア 通信の制限 あらかじめ分別されている規制クラスに応じて警察電話の発着信規制を行うこと。 イ 通信の拡張 臨時回線の増設及びホットライン、迂回回線の設定を行うこと。 (4) (3)の事項中の「規制クラス」とは、警察本部及び方面本部の内線電話機を発着信規制を行わないもの第1種、発着信規制を行うもの第2種、第3種に分類しているものであ

	<p>る。</p> <p>なお、発着信の規制を行う場合は、第3種、第2種の順に、発着信の規制を解除をする場合は、第2種、第3種の順に行われる。</p> <p>(5) 第2項の「非常措置を講ずる必要があると認めたとき」とは、総括管理責任者が所管する区域内において大規模な災害の発生等により、非常措置を講ずる必要性を認知したときは、総括管理責任者から情報通信部長等に対して非常措置を要請するなどの密接な連携を図り、非常時における警察電話の通話の確保に努めるものとする。</p>
<p>3 管理責任者（第6条関係）</p>	<p>(1) 「所属における警察電話による通信の運用に係る管理について責任を負うものとする」には、管理責任者の所属における既設の警察電話、加入電話及び模写伝送のほか、臨時に取り付けた警察電話、加入電話及び模写伝送及び部外使用の警察電話も含むものとする。</p> <p>(2) 管理責任者は、運用責任者が不在又は事故あるときに備え、あらかじめ運用責任者の事務を代行させる者（以下「運用責任代行者」という。）を指定するものとする。</p> <p>(3) (2)の事項中の「不在」とは休暇、出張等のため現実に在庁しない場合をいい、「事故」とは心身の故障等によりその職務を行うことができない場合をいう。</p> <p>(4) 運用責任代行者の指定にあつては、装備に関する事務を担当する警部の階級にある警察官又は同相当職の事務職員（警部の階級にある警察官又は同相当職の事務職員の配置がない場合は、警部補の階級にある警察官又は同相当職の事務職員）、その他管理責任者が指定した者とする。</p> <p>なお、運用責任代行者の指定数にあつては、管理責任者が必要と認めた人数とする。</p> <p>(5) 管理責任者は、運用責任代行者を指定した場合は、警察電話管理体制表（別記第1号様式）を作成し、所属の管理体制を明らかにしておくものとする。</p>
<p>4 運用責任者（第7条関係）</p>	<p>運用責任者は、運用管理者の不在又は事故に備え運用責任代行者に対して、あらかじめ次の事項を周知させるものとする。</p> <p>ア 警察電話に関する新設、増設、移設、変更等の各種手続に関すること。</p> <p>イ 警察電話に関する破損、紛失及び盗難等の事故報告に関すること。</p> <p>ウ その他運用管理者が通信施設の適正な管理及び通信の円滑な運用を図るため必要と認めること。</p>
<p>5 警察電話の使用基準（第8条関係）</p>	<p>第2項の「警察電話又はその回線に私物の機器を接続するなど、警察電話の正常かつ能率的な運営を妨げるような行為を行ってはならない。」とは、本条第1項に規定されている警察電話の使用基準を逸脱した行為及び情報セキュリティの観点から逸脱した行為をいい、具体的には、次の例が挙げられる。</p>

	<p>○警察電話回線に私物の電話機、模写電送機（以下「ファクシミリ」という）を取り付けること。</p> <p>○子機により通話し、通話内容を漏洩させるおそれのある行為を行うこと。</p> <p>○電話回線を利用してゲーム等の遊技機器を接続し、正常な電話回線の接続を妨げること。</p>
6 警察電話の部外使用（第9条関係）	<p>(1) 部外で使用する警察電話の新設、増設、移設、変更又は廃止（以下「新設等」という。）にあつては、個々に判断する必要があることから、所属長は、新設等を行う場合は警察本部の総括管理責任者と（札幌方面以外の方面の所属長にあつては、当該方面本部の総括管理責任者と）事前に協議するものとする。</p> <p>(2) 第2項の「方面本部長は、前項の規定により部外関係者に警察電話を使用させようとするときは、あらかじめ警察本部長の承認を得るものとする。」とは、部外で使用する警察電話に係る新設等にあつては、全道的な統一見解が必要であることから警察本部長の承認を得ることとした。したがって、札幌方面以外の方面の所属長が新設等を申請する場合は、当該方面の総括管理責任者を經由して警察本部の総括管理責任者と協議するものとする。</p> <p>(3) 前2事項の協議の結果、新設等の手続を行う場合は、所属長は、警察本部の総括管理責任者に（札幌方面以外の方面の所属長にあつては、当該方面本部の総括管理責任者に申請書を送付し、当該総括管理責任者は当該方面情報通信部長に申請するものとする。</p>
7 秘密の保持（第10条関係）	<p>本条は、通信の秘密を保持することの重要性にかんがみ、関係法令の遵守を定めたものであるが、具体的には、次に掲げる規定をいうものである。</p> <p>○有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第9条 「有線電気通信の秘密は、侵してはならない。」</p> <p>○電波法（昭和25年法律第131号）第109条第2項 「無線通信の業務に従事する者がその業務に関し知り得た前項の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」</p> <p>○国家公務員法（昭和22年法律第120号）第100条第1項 「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後といえども同様とする。」</p> <p>○地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条第1項 「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」</p>
8 交換室の事務（第12条関係）	<p>本条における「警察電話以外の電話との間で行う通信の接続」には、交換室に設置された電話交換装置により接続する携帯電話、衛星携帯電話及びフリーダイヤルのほか、無線通信機器であるW I D E電話への接続も含む。</p>
9 加入電話の設置	<p>本条における「加入電話」とは、警察業務の推進上、特定</p>

(第14条関係)	<p>の目的で取り付けた電話機器をいい、具体的には、次の例が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○警察相談専用電話 ○警察官採用フリーダイヤル ○少年相談110番 ○性犯罪被害110番 ○けん銃110番
10 加入電話への接続 (第15条関係)	<p>本条における「加入電話」とは、企業、住宅等に設置されている一般的な電話機器をいう。</p>
11 国際電話への接続 (第16条関係)	<p>警察電話から国際電話に接続した場合、通話料金の請求にあっては、国際電話の接続のために使用した警察電話が警察本部の各所属の場合は警察本部長に、方面本部の所属の場合は当該方面本部長に、警察署の場合は警察署長に対して行われることから、国際電話に接続しようとする者が、自己の所属以外の警察電話から国際電話に接続する場合にあっては、当該警察電話を管理する所属の長から事前に承認を得ることとした。</p>
12 同報電話の発信手続 (第21条関係)	<p>(1) 通信指令課長等が、「庁内同報」を登録する場合又は警察署長が「管内同報」を登録する場合は、警察本部の総括管理責任者と（札幌方面以外の方面の所属長は、当該方面本部の総括管理責任者と）協議するものとする。</p> <p>(2) (1)の事項により、警察本部通信指令課長が「庁内同報」の登録を行う場合又は警察署長が「管内同報」の登録を行う場合は、警察本部の総括管理責任者に（各方面本部の地域課長が「庁内同報」の登録を行う場合又は札幌方面以外の方面の警察署長が「管内同報」を登録する場合は、当該方面本部の総括管理責任者に）通信施設の新設等申請書を作成し、申請するものとする。</p> <p>(3) 通信指令課長等が「庁内同報」の登録を変更する場合又は、警察署長が「管内同報」の登録を変更する場合にあっても(2)の事項に準じた手続を行うものとする。</p>
13 通信施設の新設等の申請 (第22条関係)	<p>(1) 所属長は、本条により通信施設の新設、増設、移設、変更又は廃止する場合は、通信施設の新設等申請書を作成の上、警察本部の総括管理責任者に（札幌方面以外の方面の各所属長にあっては、当該方面本部の総括管理責任者に）申請するものとする。</p> <p>(2) 「突発事案の発生その他緊急を要するとき」とは、大規模な災害、重大事案等の発生により、警察電話及び加入電話を臨時に取り付ける必要が生じた場合をいう。この場合の手続にあっては、緊急性、突発性を考慮し、警察本部の総括管理責任者に（札幌方面以外の方面の所属長にあっては、当該方面本部の総括管理責任者に）電話等により事前の協議を行った後、速やかに申請書を提出するものとする。</p>
14 部外使用電話の申請 (第23条関係)	<p>(1) 第1項に規定する各様式に記載する場合は、下記の事項に留意すること。</p>

	<p>ア 警察電話等申請書（部外使用）の「端末種別」欄にあつては、「電話機1台、又はFAX1台」等と記載し、「理由」については、次に掲げる具体的な内容を記載し、当該申請の適否が判断できるようにすること。</p> <p>(ア) 設置の場合</p> <p>a 業務上必要な理由（警察側、又は相手機関側のいずれが主に必要としているのか分かるように記入すること。）</p> <p>b 設置場所に相手機関の内線や加入電話等、警察電話に接続する他の連絡手段がある場合は、当該手段によることが不都合な理由</p> <p>(イ) 廃止の場合</p> <p>不要になった理由</p> <p>イ 警察電話等移設申請書（部外使用）にあつては、「回線内訳」の表中、端末種別欄には電話、ファクシミリ等の機器について記載すること。</p> <p>ウ 部外使用の警察電話の移設にあつては、当該警察電話の設置時の目的が変わるような移設は行わないものとする。この場合、当該警察電話にあつては廃止の手続を、新たに必要となった警察電話にあつては、警察本部の総括管理責任者と（札幌方面以外の各所属長にあつては、当該方面本部の総括管理責任者と）協議の上、新設の手続を行うものとする。</p> <p>(2) 既設の部外使用の警察電話を引き続き使用する場合は、所属長は、警察本部の総括管理責任者に（札幌方面以外の方面の所属長にあつては、当該方面本部の総括管理責任者を經由して警察本部の総括管理責任者に）警察電話等更新申請書を送付するものとする。</p> <p>なお、警察電話等更新申請書を受理した警察本部の総括管理責任者は、北海道警察情報通信部に（方面本部の総括管理責任者は当該方面情報通信部長に）対して毎年4月末までに更新の手続を行うものとする。</p>
<p>15 通信施設の事故報告（第24条関係）</p>	<p>本条における事故報告とは、破損、紛失及び盗難等の特異な場合をいい、電話機器の故障、通話障害等はこの事故報告には含まない。</p>
<p>16 警察電話番号簿（第26条関係）</p>	<p>(1) 運用責任者は、警察電話番号簿配付表（別記第2号様式）を作成し、警察電話番号簿の適正な管理と使用に当たるものとする。</p> <p>(2) 運用責任者が点検を行う場合は、次の点に留意して行うものとする。</p> <p>ア 夜間は、施錠のある場所に保管されているか。</p> <p>イ 当該所属の配分数と保管数が一致するか。</p> <p>ウ 右余白に簿冊番号が付されているか。（庁内版は簿冊番号の記載は不要）</p>

※ 別記様式は省略